
鎌倉市耐震改修促進計画

平成19年9月

鎌 倉 市

目 次

1	計画の位置づけ・目的	2
2	計画期間等	2
3	鎌倉市で想定される地震及び被害	2
	(1) 鎌倉市で想定される地震	2
	(2) 被害想定	3
4	建築物の耐震化の目標	4
	(1) 建築物の耐震化の目標	4
	(2) 住宅の耐震化	4
	(3) 特定建築物等（民間建築物）の耐震化	7
	(4) 公共建築物の耐震化	9
	耐震化の推進について	9
	① 現状	9
	② 耐震化推進対策	10
5	建築物の耐震化を促進するための施策	11
	(1) 耐震化の促進にかかる基本的な考え方	11
	① 建築物の所有者等による耐震化の推進	11
	② 国・県・市による建築物の所有者等への支援	11
	(2) 耐震化を促進するための施策	11
	① 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	12
	② 耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み	12
	③ 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策	12
	④ その他の地震時における建築物等の安全策	13
6	耐震改修等を促進するための指導や命令等	14
	(1) 特定建築物等の台帳の整備	14
	(2) 耐震改修法による指導・助言の実施	14
	(3) 耐震改修法による指示の実施	14
	① 指示を行う建築物の優先順位	14
	② 指示の方法	14
	③ 指示に従わないときの公表の方法	14
7	地震時に通行を確保すべき道路に関する事項	15
	(1) 耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける道路	15
	(2) 確保すべき道路に関する方針	15
	(3) その他地震発生時に通行を確保すべき道路	15
	(4) 鎌倉市地域防災計画における緊急輸送路	16
	資料編	17

鎌倉市耐震改修促進計画

1 計画の位置づけ・目的

- ・平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。）」第 5 条第 7 項において、市町村は国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとなっています。
- ・鎌倉市は安全なまちづくりを目指し、国の基本方針及び県の促進計画を勘案し、また地域の状況を踏まえた鎌倉市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を策定するものです。
- ・促進計画は新耐震基準^{※1}導入以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。

2 計画期間等

- ・平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号において、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定を、平成 27 年としています。
- ・これを受け本計画の期間は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間とします。また、定期的に計画内容を検証し、必要に応じて適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

3 鎌倉市で想定される地震及び被害

(1) 鎌倉市で想定される地震

- ・本市においては、南関東地震や南関東地域直下の地震あるいは東海地震等が予想されており、とりわけ、南関東地域直下の地震は、地震発生がある程度切迫しており、震度は 6 以上とされています。
- ・仮に、本市の直下で発生した場合は、阪神・淡路大震災における神戸市と同様、一部の地域においては震度 7 になることも予想されます。
- ・また、南関東地震においては、地震の切迫性はないとされていますが、鎌倉市で震度 5 強以上の揺れが予測され、一部の地域では震度 7 も想定されています。

※1 「新耐震基準」とは

- ・宮城県沖地震（昭和 53 年）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼んでいます。
- ・新耐震基準では、設計の目標として、中地震に対してはほとんど損傷なく建物の機能を保持し、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の架構に部分的なひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

表 3-1 本市で想定される地震

	南関東地域 直下の地震	南関東地震	神奈川県 西部地震	東海地震
規模	マグニチュード 7程度	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.0	マグニチュード 8.0
地震発生の 切迫性	ある程度切迫 している	切迫していない	切迫している	切迫している
予想される 震源域	特定できない (南関東全域)	相模トラフ	神奈川県西部	駿河トラフ
鎌倉市震度	6以上	5強から7	4から5弱 (推定値)	5
予知の見通	困難	可能だが観測体 制の整備が必要	困難	可能
地震タイプ	突発型			予知型

出典：「防災白書」（平成6年版 国土庁編）、「神奈川県地震被害想定調査」（昭和61年3月 神奈川県）、
「神奈川県西部地震被害想定調査」（平成5年3月 神奈川県） 鎌倉市地域防災計画（P-1159）

(2) 被害想定

- ・本市に大きな被害を及ぼすと考えられる南関東地震及び東海地震について、神奈川県地震被害想定調査委員会が平成11年3月にまとめた地震被害想定及び津波被害に基づく人的、物的被害等の数値は、次のとおりです。

□地震の想定

- ・東海地震……中央防災会議で決定した断層モデルを震源域とした地震
- ・南関東地震……1971年に金森博雄氏の断層モデルを震源域とした地震

想定地震の名称	東海地震	南関東地震
規模（マグニチュード）	8.0	7.9
地震の発生時期	冬の平日午後6時頃	
風速・風向	毎秒3.0m・北西	

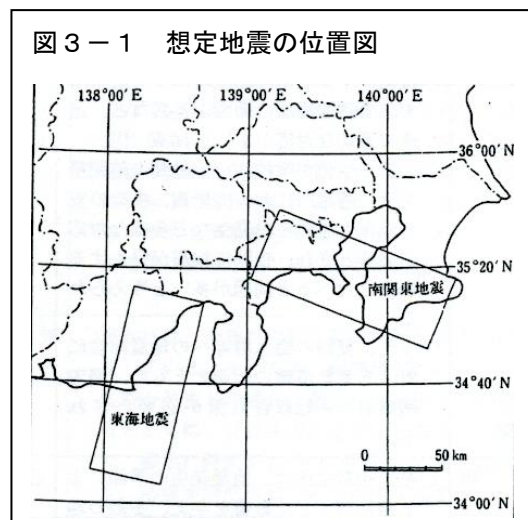


表 3-2 想定被害結果総数

区 分		東海地震	南関東地震
建物被害	大破	520 棟	15,620 棟
	中破	1,580 棟	9,600 棟
	計	2,100 棟	25,220 棟
火 災	出火件数	0 件	50 件
り 災	り災者数	1,700 人	51,000 人
	死者	0 人	570 人
	重傷者	20 人	250 人

4 建築物の耐震化の目標

(1) 建築物の耐震化の目標

- ・住宅・建築物の地震防災推進会議（国土交通省）の「提言 住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」（平成 17 年 6 月 10 日）では、人的被害等を半減させるための目標として住宅及び特定建築物^{※1}の耐震化目標を 10 年後（平成 27 年）に 9 割とすることを目標としています。
- ・耐震改修促進法に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日 国土交通省告示第 184 号）においても、住宅及び特定建築物の耐震化率を平成 27 年度までに 9 割とすることを目標としています。
- ・神奈川県は平成 19 年 3 月に確定した耐震改修促進計画において、9 割を目標としています。
- ・このことから本市においても、住宅及び特定建築物等の耐震化の目標値を 9 割以上とします。

特定建築物等

（耐震改修促進法第 6 条第 1 号に定める用途・規模の建物全て）

学校、病院、社会福祉施設など多数の者が利用する一定規模以上（3 階以上かつ 1,000 m²以上などの全ての建築物）を「特定建築物等」と呼ぶこととします。

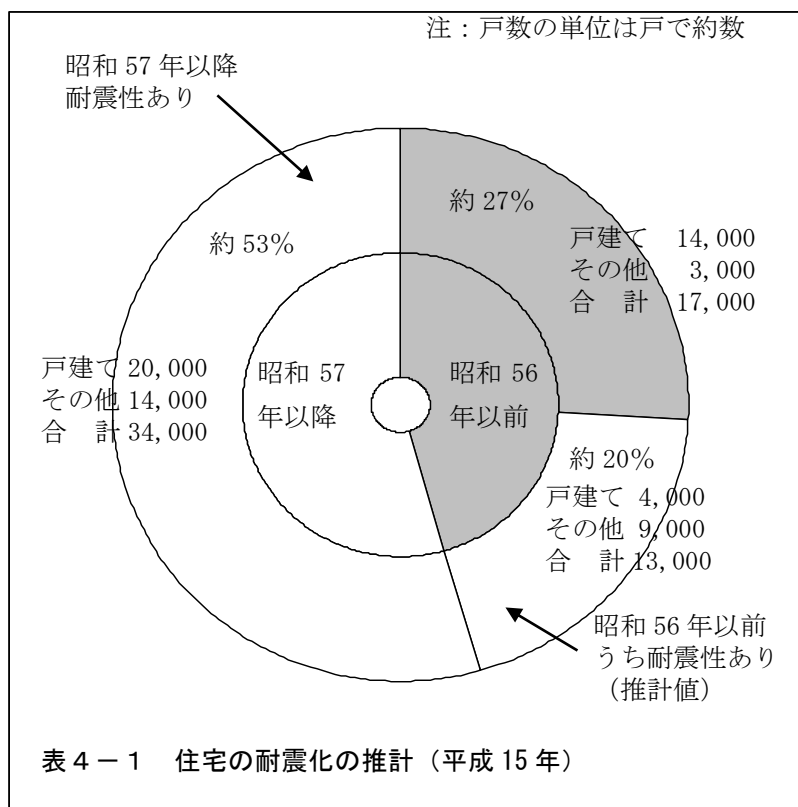
特定建築物

（地震に対する安全性に係る建築基準法等の関係規定に適合しない建築物）

主に新耐震基準導入以前の耐震性に問題のある建築物

(2) 住宅の耐震化

- ・鎌倉市における平成 15 年度の住宅は、総戸数約 64,000 戸^{※1}に対して、約 47%の約 30,000 戸が昭和 56 年以前^{※2}に建築されたものとなっています。
- ・耐震性のあるものは、昭和 57 年以降の建築物に昭和 56 年以前の耐震性があると推計される建築物を合わせて、約 47,000 戸（耐震化率約 74%）と推計されます。
- ・平成 27 年には、住宅総数^{※3}が約 73,000 戸まで増加し、建替え等により、昭和 56 年以前の耐震性がない住宅は約 10,000 戸と推計されます。

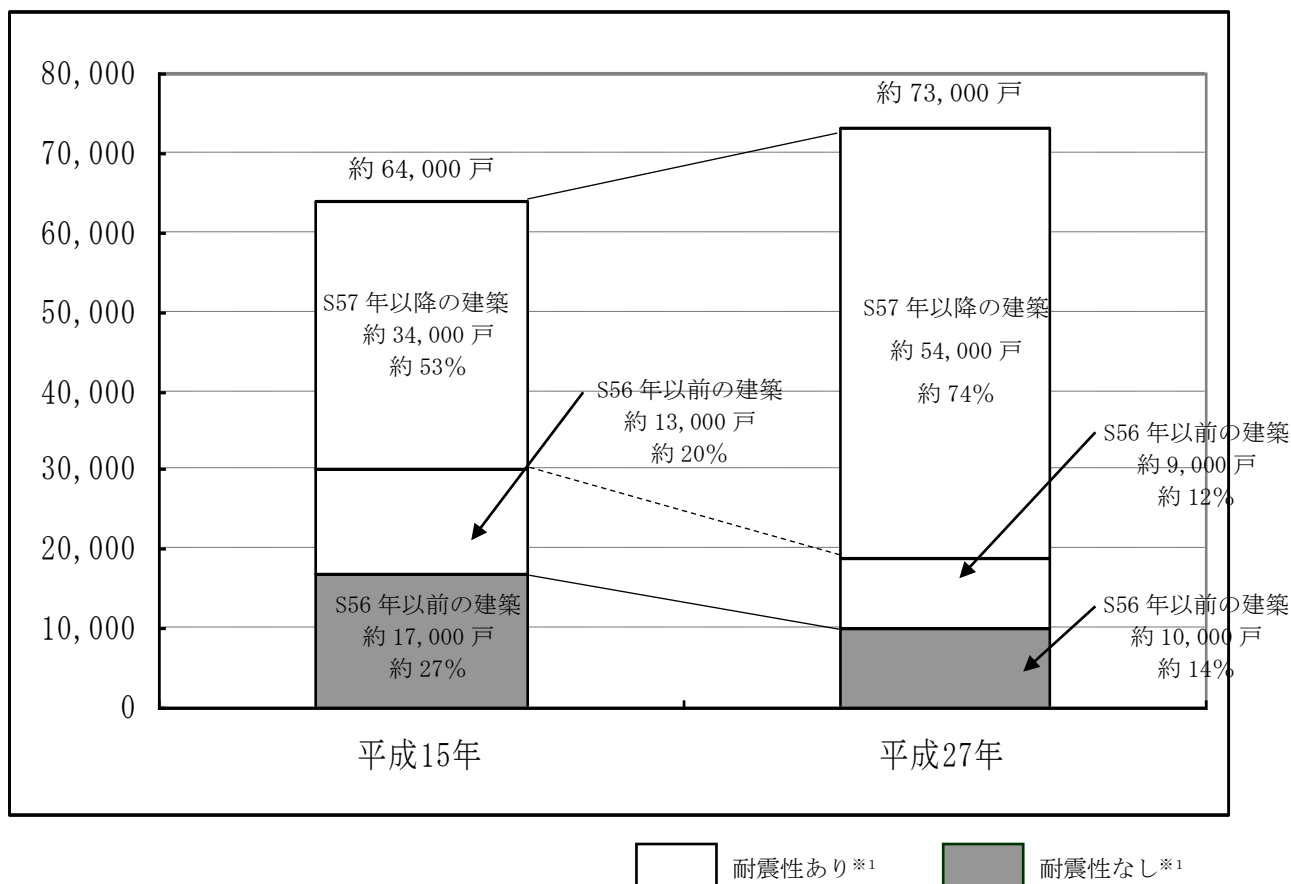


※1 「住宅・土地統計調査 (平成 15 年)」による居住世帯のある住戸数です。

※2 「住宅・土地統計調査」では、昭和 56 年から 60 年の 5 年分の建築戸数がまとめられているため、ここでは統計上昭和 56 年分として 5 年分の 1/5 を計上しています。

※3 住宅総数は、平成 5 年から平成 15 年までの推移から平成 27 年を推計しています。

表 4-2 住宅の耐震化の推移予測



- ・平成27年の住宅総数は、平成5年～平成15年の伸びから推計したもので、約73,000戸です。
- ・過去の統計から推計すると、平成27年には、耐震改修・建替え等により、耐震性なし住宅は約7,000戸減少し、約10,000戸となることが見込まれます。
- ・しかし耐震化率を90%にするためには、平成27年における耐震性なし住宅を10%である約7,000戸以下にする必要があります。

■平成27年度の住宅の耐震化の目標を9割とし、補助の活用を図るなどをし、推移よりさらに約3,000戸の耐震改修や建替えにより耐震化を促進していきます。

【耐震性なし住宅推移・目標】

平成15年 約17,000戸 (戸建て住宅 約14,000戸 その他 約3,000戸)		平成27年 約10,000戸 (推移) (戸建て住宅 約8,000戸 その他 約2,000戸)
--	--	--

(約3,000戸の耐震化促進)

平成27年



約7,000戸以下 (目標)

※1 「耐震性あり」は、現行の耐震基準を上回っているもので、「耐震性なし」は現行の耐震基準を下回っているものです。

(3) 特定建築物等（民間建築物）の耐震化

- ・鎌倉市における平成 17 年の特定建築物のうち、民間建築物は約 300 棟^{※1}の約 46%の 140 棟が、昭和 56 年以前に建築されたものです。
- ・そのうち市が把握している耐震改修がされたものは、約 10 棟で割合は約 3%です。
- ・平成 27 年には、特定建築物総数が約 330 棟になると推計されます。
- ・平成 27 年の建物総棟数は昭和 57 年以降の建築物棟数から推計し、うち半数は建替え、半数は新たに建築されるとして想定すると、平成 27 年に耐震性のない建物は約 90 棟です。

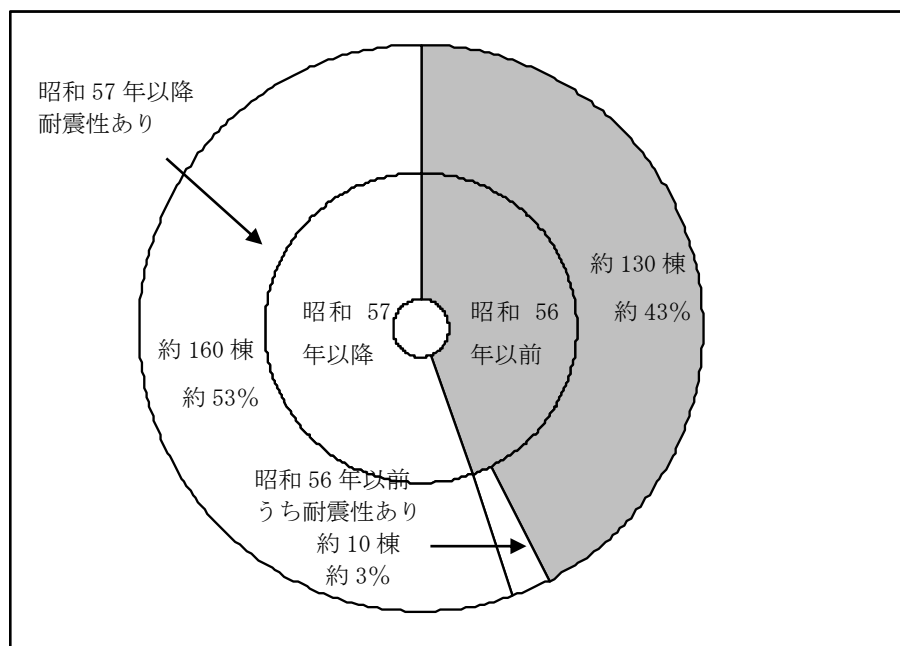
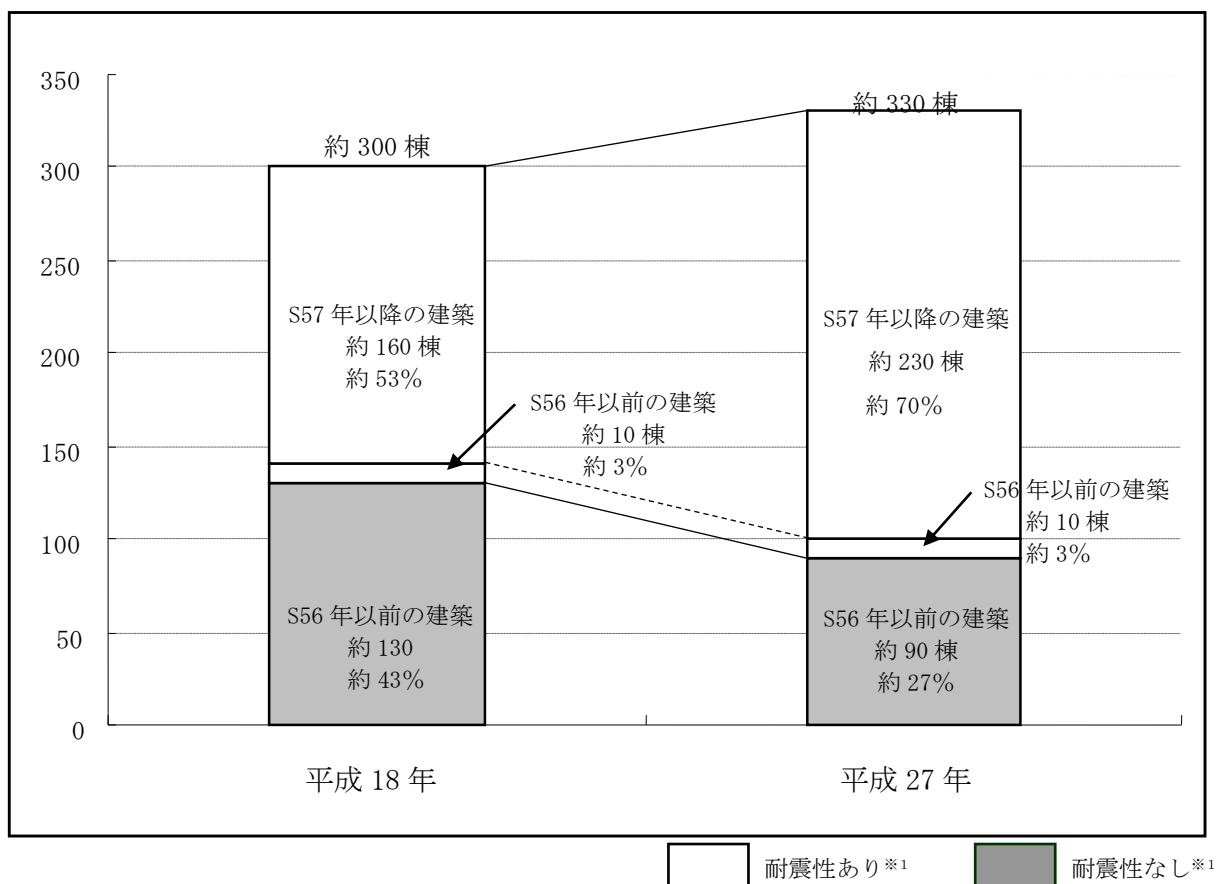


表 4 - 3 特定建築物の耐震化の推計（平成 18 年）

※ 1 ・棟数は、地図や建築確認申請等から把握できた棟数としています。
・特定建築物等のうち、賃貸共同住宅等は前節の「住宅」に含めるため除いています。
・複合施設もあることから、認可施設数とは一致しません。

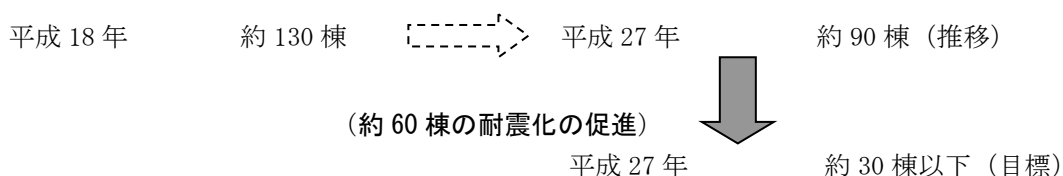
表 4-4 特定建築物等（民間建築物）の耐震化の推移予測



- ・平成 27 年の特定建築物数は、昭和 57 年からの建築数から推計したもので、約 330 棟です。
- ・また推計から、平成 27 年には、耐震改修・建替え等により、耐震性なし特定建築物は約 40 棟減少し、約 90 棟となることを見込まれます。
- ・しかし、耐震化率を 90%にするためには、平成 27 年における耐震性なし特定建築物を 10%である約 30 棟以下にする必要があります。

■平成 27 年度の民間特定建築物の耐震化の目標を 9 割とし、耐震改修や建替えにより推移よりさらに約 60 棟の耐震化を促進していきます。

【耐震性なし特定建築物の推移・目標】



※1 「耐震性あり」は、現行の耐震基準を上回っているもので、「耐震性なし」は現行の耐震基準を下回っているものです。ただし、耐震診断等で把握していない昭和 56 年以前の建築物は「耐震性なし」に含めています。

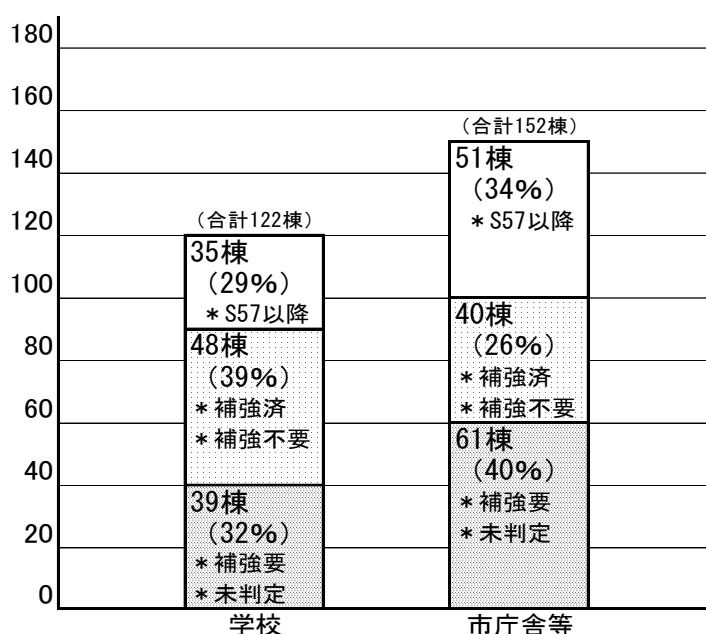
(4) 公共建築物の耐震化

- ・公共建築物の耐震化については、利用者の安全確保だけではなく災害時の拠点となる施設として、防災対策上の機能確保の観点からも、計画的に耐震化を進めていく必要があります。
- ・本計画においては、鎌倉市所有の公共建築物を対象とします。
- ・具体的な対象建築物については、耐震改修促進法に定められている「特定建築物」を中心に、既に建築基準法の定期点検の対象となっている建築物まで範囲を拡大し、公共建築物の維持保全計画のひとつとして、耐震化についても位置づけるものです。

○耐震化の推進について

① 現状

- ・市有施設の建築物のうち、定期点検対象建築物^{※1}は109施設、274棟です。このうち特定建築物等^{※2}は63施設、104棟です。
- ・これらの耐震化率は、平成18年年度末では下表のとおり、約64%となっています。



※学校施設に関する文部科学省の対象施設や総務省による公共施設状況調の対象施設の範囲とは異なります。

表4-5 鎌倉市所有施設の現状 (平成19年4月現在)

※1 「定期点検対象建築物」:「建築基準法」に基づく特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。また、事務所等で階数2以上又は延べ面積が200㎡以上の施設です。

(*特殊建築物:公会堂、集会場、病院、児童福祉施設・老人福祉施設等、共同住宅、学校、体育館、美術館、図書館、水泳場、スポーツ練習場、倉庫、自動車車庫等)

※2 「特定建築物等」:「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められている建築物で、保育園は階数2以上かつ500㎡以上、小中学校や老人福祉施設等は階数2以上かつ1000㎡以上、一般体育館は階数問わず1000㎡以上、その他多数の人が利用する建築物は階数3以上かつ1000㎡以上の施設です。

② 耐震化推進対策（目標）

- ・市有施設の耐震化の推進については、今後策定する「鎌倉市公共建築物耐震対策に関する基本方針」に基づき、次の視点で取り組むこととします。
 - ・地域防災計画において「災害時の拠点となる施設」として位置づけられている「防災上重要な建築物」の早期耐震化。
 - ・施設維持保全の観点から、施設全体にかかる総合的な検討。
- ・特に「災害時の拠点となる施設」で、災害対策本部や地域防災拠点としての役割を担う施設、医療・救護活動の拠点として機能すべき施設、避難所として位置づけられている施設を、優先的に耐震化を進めていきます。

表 4-6 用途区分による「防災上重要な建築物」の分類

	用途		分類の考え方	施設
1	災害時の拠点となる施設	ア 災害対策全般の指揮及び情報収集・伝達等を行う	・災害対策本部及び地域防災拠点としての中核的な役割を担う施設 ・応急活動の拠点となる施設	本庁舎 行政施設(支所・公民館) 防災施設(消防関係)
		イ 救護等として使用される施設	・医療、救護活動の拠点として機能すべき施設	
		ウ 避難、収容等を行う施設	・ミニ防災拠点、避難所として位置づけられている施設	教育施設、公園施設
2	都市の供給処理施設		・発災後、都市の機能として必要な供給処理施設	環境保全施設
3	重要な文化財施設及び文化財、資料等を保管している施設		・文化的、学術的な施設 ・文化財等将来的に必要な物品等を保管してある施設	文化教養施設等(芸術関係)
4	多数の者が利用する建築物		・不特定の者が利用する施設であり、その生命、身体の安全確保を図る	文化教養施設等(学習・体育関係)
5	その他主要な建築物		・特定の者が利用する施設であり、その生命、身体の安全確保を図る	福祉施設
6	市営住宅		・特定多数の者が住む住宅であり、その生命、身体の安全性を図る	市営住宅施設

5 建築物の耐震化を促進するための施策

(1) 耐震化の促進にかかる基本的な考え方

① 建築物の所有者等による耐震化の推進

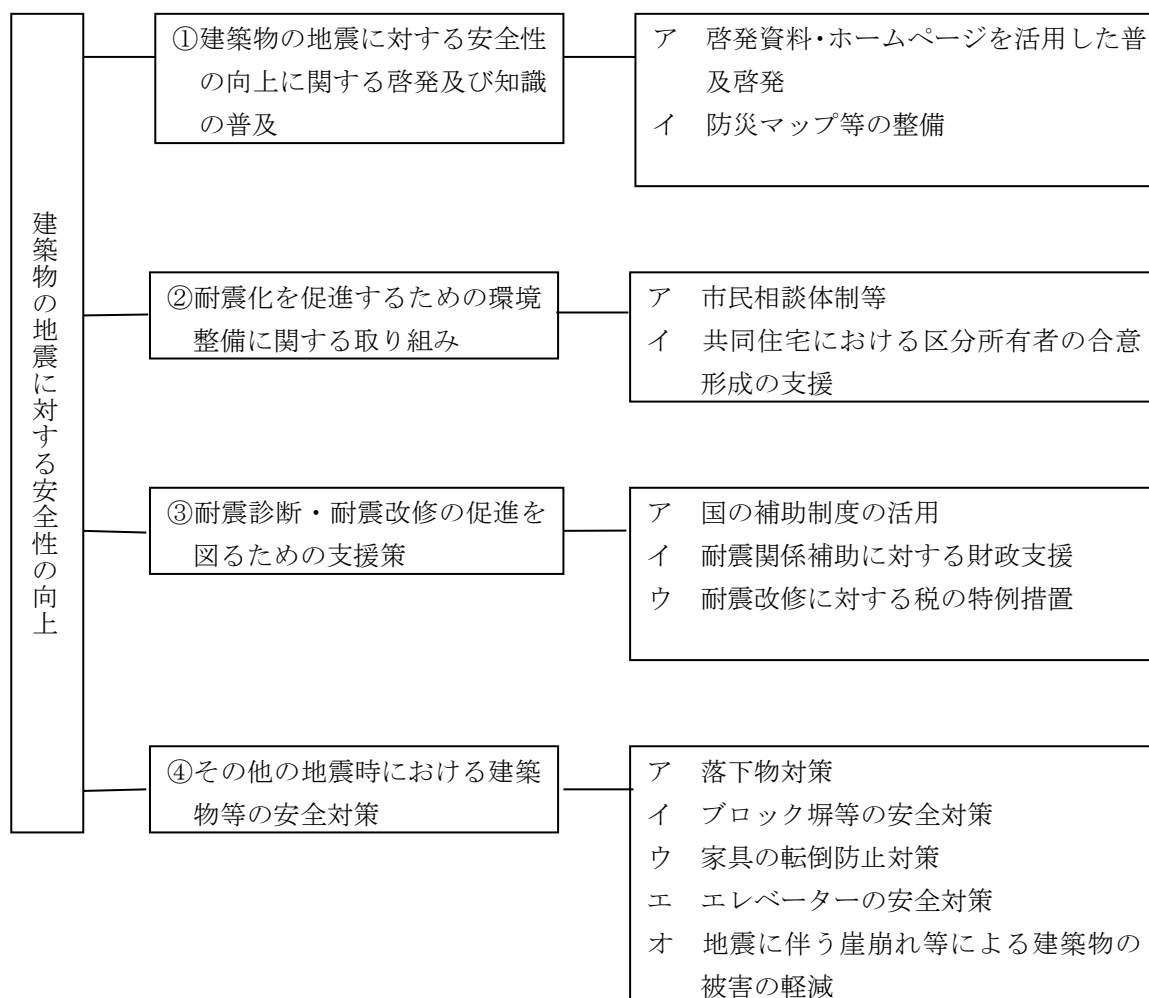
- ・建築物の耐震化推進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来たすことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。
- ・そのためには、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるように意識啓発を進めることが重要です。

② 国・県・市による建築物の所有者等への支援

- ・建築物の所有者等が、建築物の耐震化を行いやすいように、国・県・市は、適切な情報提供をはじめとして、技術者の育成等の環境整備や、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を実施します。

(2) 耐震化を促進するための施策

- ・耐震化を促進するため、様々な施策を総合的かつ効果的に展開します。



① 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- ・市は建築物の所有者等に対し、自らの建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、市民の建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行います。

ア 啓発資料・ホームページを活用した啓発普及

- ・住宅の耐震化に係る普及啓発のためのパンフレットを配布し、耐震化の重要性について意識啓発に努めます。
- ・また、パンフレットの内容をホームページにも掲載し、併せて建築物の耐震化に係る各種情報へリンク設定するなど、ホームページを活用した啓発を行います。

イ 防災マップ等の整備

- ・建物所有者に災害に対する意識を深めてもらうため、「神奈川県アボイドマップ^{※1}」等の活用を図ります。
- ・また、鎌倉市のアボイドマップを策定します。
- ・避難所等については、鎌倉市防災マップを作成し全戸に配布しています。

② 耐震化を促進するための環境整備に関する取り組み

- ・建築物の所有者等が耐震化に取り組みやすいように、環境整備を進めていきます。

ア 市民相談体制等

- ・建築担当部署に相談窓口を設置して、市民からの相談に対応します。
- ・これらの窓口では木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や補強方法の概要について情報提供に努めます。

イ 共同住宅における区分所有者の合意形成の支援

- ・耐震診断、耐震補強又は建て替え等について共同住宅における区分所有者の合意形成の支援は、区分所有者の合意形成が不可欠であり、大きな課題となっています。コンサルタントの派遣など、合意形成に向けての支援を検討します。

③ 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

- ・耐震診断や耐震改修にかかる費用について、助成制度の検討をするとともに、税の優遇措置等についての周知を図ります。

ア 国の補助制度等を活用した耐震診断、耐震改修の促進

- ・国の「住宅・建築物耐震改修等事業」や「地域住宅交付金」等を活用し、耐震診断、耐震改修の促進を図ります。

イ 耐震診断、耐震改修の促進

- ・「神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業」（平成18年度～22年度）により、市町村が行う新耐震基準以前の耐震性の劣る木造住宅の耐震診断補助及び耐震改修補助に対し、県より市町村への財政支援が行われています。アの国庫補助と併せて活用し、耐震診断、耐震改修の促進を図ります。
- ・鎌倉市耐震診断促進事業実施要綱に基づき、新耐震基準以前の木造住宅耐震診断及びその診断費用の助成をしています。引き続き制度の活用を図ります。
- ・上記の耐震診断により耐震性がないと判断されたものについて耐震改修を行う場合、改修費や監理費などに対する助成を行います。

※1 アボイド (AVOID) とは「避ける」、「避ける」という意味で、アボイドマップ (自然災害回避地図) は、自然災害を受けやすい土地とは何か、どういう場所にあるのかを知っていただき、自然災害をあらかじめ避けることを目的に作成しています。

ウ 耐震改修に対する税の特例措置

- ・平成 20 年末までに地方公共団体が住宅耐震改修に関する補助事業を行っている区域において一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除^{※1}が受けられます。
- ・また平成 27 年末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額^{※2}が受けられます。
- ・これらの制度の周知を図るとともに、関係団体へ制度の活用について働きかけていきます。

④ その他の地震時における建築物等の安全策

- ・建築物の耐震化促進のほかに、地震時における安全性の向上を図るために、次の取り組みを進めます。

ア 落下物対策

- ・地震時に建築物からの落下物を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図り、落下防止対策の実施状況を把握するとともに、未改修のものについては、その所有者等に対する改善指導を進めていきます。

イ ブロック塀等の安全対策

- ・地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、安全性を確保するため、通学路や生活道路等におけるブロック塀等の正しい施工技術基準を普及啓発します。
- ・また「まち並みみどりの奨励事業」^{※3}を活用し、生垣等への転換を誘導します。
- ・既存ブロック塀の解体工事に係る費用の助成制度を設けます。

ウ 家具の転倒防止対策

- ・パンフレットにより、家具の転倒防止対策について周知するとともに、家具の固定方法等の普及を図ります。

エ エレベーターの安全対策

- ・地震時のエレベーター内部の閉じこめ事故等を防止するため、特に現行の「昇降機耐震設計・施工指針（(財)日本建築設備・昇降機センター、(社)日本エレベーター協会発行）」に適合しない既存エレベーターについて、建築基準法の定期検査の機会を捉え、地震時のリスクなどを建築物所有者等に周知し、耐震安全性の確保の推進を図ります。

オ 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減

- ・大規模地震により、重大な被害が起り得る住宅市街地を土砂災害から保全するため、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域の指定を働きかけていきます。
- ・既成宅地等防災工事費資金助成制度^{※4}により、家屋裏がけ等の防災工事費の助成を行います。

※1 所得税の控除とは、個人が一定の区域内において、旧耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該改修工事に要した費用の 10%相当額（上限 20 万円）が所得税から控除される制度です。

※2 固定資産税の減額とは、旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 ㎡相当部分まで）が減額される制度です。

※3 まち並みみどりの奨励事業：鎌倉市まち並みみどりの奨励事業補助金交付要領に基づき、接道部を緑化する場合にその経費の一部を補助する制度です。

※4 既成宅地等防災工事費資金助成制度とは、家屋裏がけの防災工事や、樹木枝払い・伐採を行う場合の市からの助成制度です。

6 耐震改修等を促進するための指導や命令等

- ・特定建築物について耐震診断、耐震改修の必要性が認められる場合は、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示等を行います。

(1) 特定建築物等の台帳の整備

- ・耐震改修に関する支援、また法に基づく指導、助言、指示等を行うため、特定建築物に関する台帳の整備を行います。

(2) 耐震改修促進法による指導・助言の実施

- ・建築基準法の定期報告等で該当する特定建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。
- ・建築確認申請窓口での個別相談等の機会を捉え、耐震診断及び耐震改修の実施の必要性に関して説明をします。

(3) 耐震改修促進法による指示の実施

① 指示を行う建築物の優先順位

- ・耐震診断又は耐震改修への指示^{※1}を行うべき建築物の優先順位については、原則として次のとおりとします。

ア 医療救護活動、避難収容の拠点となる施設（避難施設、医療施設、拠点施設等）

イ 不特定多数の者が利用する建築物（百貨店、劇場、ホテル等）

ウ その他の特定建築物

② 指示の方法

- ・耐震診断及び耐震改修に関して具体的な実施事項を指示書で交付します。

③ 指示に従わないときの公表の方法

- ・指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由が無くその指示に従わない場合は、社会的責任を果たさないものとしてその旨を法に基づき公表します。

※1 指示対象となる規模要件に該当する特定建築物に限ります。

7 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける道路

- ・耐震改修促進法においては、県は建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路について記載し、促進計画に位置づけることができるとされています。
- ・神奈川県計画では、災害時における多数の人の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、神奈川県地域防災計画に位置づけられた「緊急交通路指定想定路線」を基本として位置づけ、当該道路沿道の建築物の耐震化に取り組んでいくとしています。
- ・本促進計画においても、鎌倉市防災計画で定める緊急輸送路のうち、神奈川県促進計画で位置づけられた道路を、耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける道路とします。

■耐震改修促進法第6条第3号により地震時に通行を確保すべき道路は、次のとおりとします。

- ① 国道 134 号線 腰越～材木座
- ② 主要地方道横浜・鎌倉線 (21 号線) 滑川～岩瀬

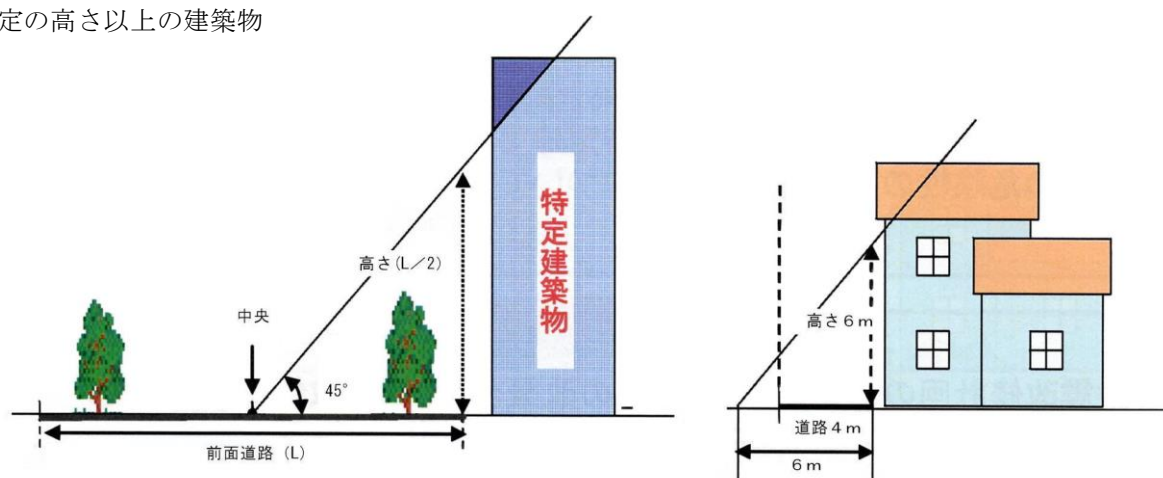
(2) 確保すべき道路に関する方針

- ・当該道路沿いの一定高さ以上の建築物^{※1}のうち、現行の耐震基準を下回っている建築物は特定建築物となり、その所有者は、耐震改修を行うよう努めなければなりません。
- ・特定建築物の台帳の作成を行い、窓口やホームページ等を活用するなどし、所有者等への意識啓発に努めます。
- ・被害の拡大を抑えるため、沿道のブロック塀の生垣への転換を誘導します。

(3) その他地震発生時に通行を確保すべき道路

- ・鎌倉市では震災時、倒壊建物等により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編）に、緊急輸送路として前記した2路線を含む5路線を定めています。
- ・緊急輸送路のうち、神奈川県指定した2路線以外は、耐震改修促進法第6条第3号に位置づけませんが、地震時に緊急輸送路として有効に機能するよう沿道の耐震化を促進します。

※1 一定の高さ以上の建築物



①前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物

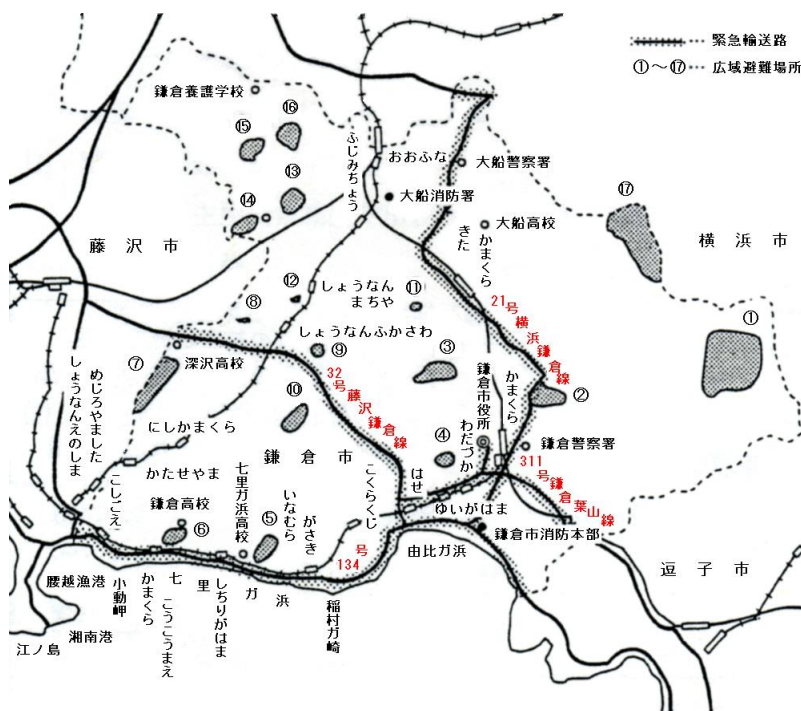
②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物

(4) 鎌倉市地域防災計画における緊急輸送路

・緊急輸送路は次のとおりです。

- | | | |
|-----------------------|---------|------------------------|
| ① 国道 134 号線 | 腰越～材木座 | (法第 6 条第 3 号の適用を受ける道路) |
| ② 主要地方道横浜・鎌倉線 (21 号線) | 滑川～岩瀬 | (法第 6 条第 3 号の適用を受ける道路) |
| ③ 県道鎌倉葉山線 (311 号線) | 長谷～名越 | |
| ④ 主要地方道藤沢鎌倉線 (32 号線) | 長谷～手広 | |
| ⑤ 市道 008-000 号線 | 六地藏～市役所 | |

図 7-1 鎌倉市地域防災計画における緊急輸送路



資 料 編

1	特定建築物等	1 8
2	特定建築物の耐震化の状況	2 0
3	関連制度等	2 1
4	主な問い合わせ先一覧表	2 2
5	鎌倉市耐震改修促進事業実施要綱	2 2
6	鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱	2 3
	参考資料	2 6

1 特定建築物等

(1) 特定建築物一覧(耐震改修促進法第6条第1号、同法施行令第2条)

No.	用途		特定建築物の規模要件	指示対象となる規模要件※1
1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2	体育館(一般の公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
4	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
6	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
7	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
8	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	
9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
10	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
11	賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	
12	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	
13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
17	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
18	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
21	工場、(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く)		階数3以上かつ1,000㎡以上	
22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
23	自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上

※1 指示対象となる規模要件とは、特定建築物の所有者が特定行政庁の指導等に従わない場合、指示することができる建築物の規模を示しています。

(2) その他の特定建築物 (耐震改修促進法第6条第2号及び第3号、同法施行令第3条及び第4条)

1	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上
2	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	一定に高さ以上の建築物	

(3) 特定建築物となる危険物の数量一覧 (耐震改修促進法施行令第3条)

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2 消防法第2条第7項規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
4 マッチ	300 マッチトン ^{※1}
5 可燃性のガス (7及び8を除く)	2 万 m ³
6 圧縮ガス	20 万 m ³
7 液化ガス	2,000 t
8 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	毒物 20 t 劇物 200 t

※1 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で7,200 個、約120kg

2 特定建築物の耐震化の状況

・特定建築物^{※1}（民間施設）一覧表

平成 18 年 12 月現在

用途	総棟数	S56 以前の棟数	旧耐震化率 (%) ^{※2}
学校（校舎・体育館）	44	16 (7 ^{※3})	36% (52%)
体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1	0	0%
運動施設（ボウリング場、水泳場等）	3	0	0%
病院、診療所	24	14	58%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0%
集会場、公会堂	2	1	50%
展示場	0	0	0%
卸売市場	0	0	0%
店舗	38	18	47%
ホテル、旅館	17	6	35%
賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿	130	68	52%
事務所	78	36	46%
社会福祉施設（老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等）	22	6	27%
幼稚園、保育所	24	12	50%
博物館、美術館、図書館	0	0	0%
遊技場	1	0	0%
公衆浴場	0	0	0%
工場	31	16	52%
車両の停車場等	0	0	0%
駐車施設	0	0	0%
危険物の貯蔵場、処理場	14	9	64%
合 計	429	202 (7)	47% (49%)

※1 対処特定建築物

- ・複合施設もあることから、医療法、老人福祉法等の認可施設数とは一致しません。
- ・また、建築基準法の取り扱いによる用途のため、用途の分類が認可施設とは一致しません。

※2 旧耐震化率とは

- ・現行基準に適合または耐震改修済みを確認できていないため、「S56 以前の施設数÷総数×100」としています。

※3 () 数は、内数で市が把握している耐震化済み棟数です。

3 関連制度等

(1) 住宅に係る耐震改修促進税制

- ・住宅の耐震化率を今後 10 年間で 90%まで引き上げることを目標として、耐震性が確保された良質な住宅のストック形成を促進するため、以下の特例措置が創設されました。

■ 所得税

- ・個人が、平成 20 年 12 月 31 日までに、一定の区域内において、旧耐震基準（昭和 56 年以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10%相当額（20 万円を上限）が所得税から控除されます。
- ・なお、一定の区域とは、『地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法』の地域住宅計画、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の耐震改修促進計画、住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）の区域内をいいます。

■ 固定資産税

- ・旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 ㎡相当分まで）を以下のとおり減額されます。
 - ① 平成 18～21 年に工事を行った場合：3 年間 1/2 に減額
 - ② 平成 22～24 年に工事を行った場合：2 年間 1/2 に減額
 - ③ 平成 25～27 年に工事を行った場合：1 年間 1/2 に減額

(2) 区分所有者による合意形成

- ・区分所有による建物において耐震改修や建替えを行う場合は、建物の区分所有等に関する法律による定めに従い、区分所有者の合意が必要不可欠です。

建物の区分所有等に関する法律（抜粋）

- ・第 17 条（共用部分の変更）

共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変化を伴わないものを除く。）は、区分所有者及び議決権の 3/4 以上の多数による集会の決議で決する。ただし、この区分所有者の定数は、規約でその過半数まで減ずることができる。
- ・第 62 条（建替え決議）

集会においては、区分所有者及び議決権の各 4/5 以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、当該建物の敷地若しくはその一部の土地又は当該建物の敷地の全部若しくは一部を含む土地に新たに建物を建築する旨の決議をすることができる。

4 主な問い合わせ先一覧表

項目	担当課	内容
耐震改修促進計画	建築指導課	鎌倉市耐震改修促進計画に関する事項
耐震診断	建築指導課	木造住宅の耐震診断
耐震補強工事の助成	建築指導課	木造住宅の耐震改修工事費の助成
所得税	建築指導課	耐震改修工事費に関する所得税の控除の証明
固定資産税	資産税課	耐震改修工事に関する固定資産税の減免
ブロック塀の相談	建築指導課	ブロック塀の改修の指導等
生垣の助成	みどり課	接道緑化の助成
狹隘道路	道水路管理課	狹隘道路の整備に関する事項
防災の補助	総合防災課	がけ等防災工事費の助成

鎌倉市役所 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
電話 0467-23-3000 (代表)

5 鎌倉市耐震診断促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が自ら所有し居住する建築物についての耐震診断及び耐震改修に係る相談窓口を設置し、並びに当該建築物の耐震診断を行うことにより、地震時における建築物の安全に対する市民の意識の向上を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(耐震診断)

第2条 この要綱による「耐震診断」とは、わが家の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会編集）に基づいて行うものとする。

(対象建築物)

第3条 この事業の対象となる建築物は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建住宅、2世帯住宅又は店舗兼用住宅であること。
- (2) 地上2階建以下の木造建築物（枠組壁工法及びプレハブ工法の住宅を除く。）であること。

(相談窓口の設置等)

第4条 市長は、本庁及び支所に耐震診断及び耐震改修についての相談窓口を設置し、専門知識を有する相談員により、これらの相談業務を行うものとする。

2 前項の規定による相談窓口を設置する日は、市長が別に定める。

(相談申込手続)

第5条 相談窓口を利用しようとする者（以下「相談者」という。）は、あらかじめ市長に申し込まなければならない。

(相談員)

第6条 相談員は、相談者の持参した建築物の平面図等の資料により耐震診断を行い、耐震診断結果書により回答するとともに、耐震改修について必要な助言又は指導を行うものとする。

- 2 相談員は、前項の資料で耐震診断を行うことができないとき、又は相談者が建築物の建築状況を確認した後の耐震診断を希望したときは、現地に赴き耐震診断を行うことができるものとする。
- 3 相談員は、耐震診断を行ったときは、耐震診断結果報告書を作成し相談者に回答するとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

(現地へ赴き耐震診断を行うときの費用負担)

第7条 相談者は、相談員が現地へ赴いて耐震診断を行ったときは、当該耐震診断に要する費用を負担しなければならない。

(助成)

第8条 市長は、前条の規定による耐震診断に要する費用の一部を、当該耐震診断を受けた者（以下「受診者」という。）に対し補助することができる。

2 前項の規定による補助金の額は、市長が別に定める。

3 受診者は、第1項の規定による補助を受けようとするときは、現地耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに審査を行い、助成の適否を決定し、現地耐震診断補助金交付決定通知書（第2号様式）により、受診者に通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

6 鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在来工法の既存木造住宅の耐震改修工事を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、地域住宅計画（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき作成された地域住宅計画をいう。）に基づき、一般診断、補強設計、耐震改修工事及び工事監理（以下「耐震改修工事等」という。）に要する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現地耐震診断 鎌倉市耐震診断促進事業実施要綱（平成7年11月1日施行。以下「耐震診断要綱」という。）に基づき、現地へ赴いて行われた耐震診断をいう。
- (2) 一般診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）の一般診断法により建築士が行う耐震診断で、現地耐震診断後に行う耐震診断をいう。
- (3) 補強設計 一般診断の結果に基づいて行う耐震改修工事の実施のための補強計画の作成等をいう。
- (4) 耐震改修工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可（建築工事業又は大工工事業に限る。）を受けている者が行う工事で、一般診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を総合評点が1.0以上に改修する工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 この要綱において、補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する木造建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した一戸建住宅、2世帯住宅又は店舗兼用住宅（昭和56年6月1日以後に10平方メートルを超える増築等を行ったものを除く。）であること。
- (2) 地上2階建以下の建築物（枠組壁工法又はプレハブ工法の住宅を除く。）であること。
- (3) 現地耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であること。
- (4) 過去にこの要綱による補助金を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、補助対象建築物について耐震改修工事等を同一年度中に実施する者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物を所有し、かつ、居住していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 交付決定通知日以降、その年度の2月末日までに耐震改修工事を終了し、補助金の交付請求を行うことができること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 一般診断に要する経費
- (2) 補強設計に要する経費
- (3) 耐震改修工事に要する経費
- (4) 工事監理に要する経費

(補助金の額等)

第6条 耐震改修工事等を行った者に対する補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修工事等に要する経費の2分の1の額（50万円を上限とする。）
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、交付するものとする。
- 3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事を行う前までに、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
 - (2) 補助対象建築物に係る登記事項証明書若しくは固定資産（家屋）評価証明書又はこれに類すると市長が認める書類
 - (3) 現地耐震診断の結果報告書の写し
 - (4) 納税証明書
 - (5) 耐震改修工事の計画書
 - (6) 耐震改修工事を施工するために必要な工事図面及び仕様書
 - (7) 耐震改修工事等に要する費用の見積書の写し
 - (8) 補強設計前後の一般診断結果報告書の写し
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 耐震診断要綱第8条の規定による補助金の交付を受けてから1年を経過していない者が、前項の申請をしようとするときは、同項第1号から第3号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合、耐震改修工事費が確定し補助申請額に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付（変更・取下げ）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等通知)

第10条 市長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消しを行った場合には、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付決定(変更・取消)通知書(第4号様式)により当該補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(中間検査)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、当該申請に係る工事が、補強に係る金物及び筋交い等の施工後、視認可能な時点に達したときは、中間検査を受けなければならない。この場合において、当該検査は施工現場に市の職員が立ち会って行うものとする。

(完了報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付に係る耐震改修工事が完了したときは、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等完了報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事監理報告書の写し
- (2) 耐震改修工事を実施する箇所ごとの施工前及び施工後の状態を撮影した写真
- (3) 耐震改修工事等に関する契約書の写し並びに領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による完了の報告を受けた場合は、速やかに書類審査を行い適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鎌倉市木造住宅耐震改修工事費等補助金額確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者で補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 市税を滞納したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

【参考資料】

■木造住宅の耐震補強工事費

- ・日本木造住宅耐震補強事業者協同組合が実施し、把握している建物を集計数です。対象物件は、耐震補強工事の費用だけではなく、付帯するリフォーム工事代金も含んでいます。

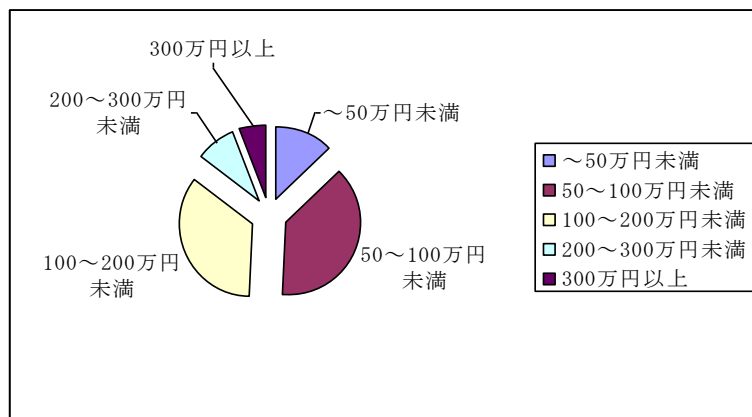


表 木造住宅の耐震補強工事費分析

出典：日本木造住宅耐震補強事業者協同組合「木造住宅 耐震診断結果調査データ」

平成 19 年 1 月 15 日発表

◇耐震改修のための支援

- ・日本木造住宅耐震補強事業者協同組合「木造住宅 耐震診断結果調査データ」を参考にさせていただきますと、1戸当たりの耐震補強工事費は約 130 万円です。
- ・平成 27 年度までに目標を達成させるためには、耐震改修を促進する対象戸数が約 3,000 戸です。
- ・工事金額は、約 130 万円×約 3,000 戸＝約 390,000 万円となり、9 年間でするので、年間約 43,000 万円が必要となります。
- ・仮に 1 戸当たりの補助を 50 万円とし、対象戸数を半数と想定すると、
 $50(\text{万円/戸}) \times \text{約 } 3,000(\text{戸}) \times 1/2 \div 9(\text{年}) = \text{約 } 8,300(\text{万円/年})$ の資金が必要となります。

■小中学校の耐震補強工事費

- ・主な耐震改修工事の概要です。ただし、耐震改修工事に合わせ、耐震改修以外の補修工事や電気、機械設備工事費も含まれています。
- ・第二小学校耐震改修工事（第 1 期） 約 2,700 万円（平成 14 年度）
鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 1,340 m² 耐震壁・鉄骨ブレース設置
- ・腰越小学校耐震改修工事（第 1 期） 約 6,700 万円（平成 14 年度）
鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 1,534 m² 耐震壁・鉄骨ブレース設置
- ・第二小学校耐震改修工事（第 2 期） 約 5,400 万円（平成 15 年度）
鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 2,398 m² 耐震壁・鉄骨ブレース・スリット設置
- ・腰越小学校耐震改修工事（第 2 期） 約 10,300 万円（平成 15 年度）
鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 2,664 m² 鉄骨ブレース・スリット設置・柱補強
- ・玉縄中学校耐震改修工事（第 2 期） 約 14,000 万円（平成 16 年度）
鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ床面積 3,233 m² 鉄骨ブレース・スリット設置他
- ・富士塚小学校耐震改修工事（第 1 期） 約 5,800 万円（平成 17 年度）
鉄筋コンクリート造 4 階建て 延べ床面積 3,649 m² 鉄骨ブレース・スリット設置他
- ・富士塚小学校耐震改修工事（第 2 期） 約 7,100 万円（平成 18 年度）
鉄筋コンクリート造 4 階建て 延べ床面積 1,451 m² 鉄骨ブレース・スリット設置

鎌倉市耐震改修促進計画

編集発行 平成 19 年 9 月 13 日

鎌倉市都市計画部建築指導課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

TEL : 0467(23)3000 FAX : 0467(23)8700

E-mail : kensi@city.kamakura.kanagawa.jp